

第五回
參議院大藏委員會會議錄第二十五号

午後一時三十分開會

○通行税中四十キロ以内廃止に關する

○委員長(櫻内辰雄君) 連記を始

應大學經濟學部長 金原賢之助君
東証券社長、東京証券業協會常務理事

あるようですが、その場合、合宿所といふようなものも、やはりこういう宿

○黒田英雄君 やり得るのですか。

○政府委員(今井一男) やり得るの
でございませう。

○川上嘉善 十九條ですが、これに公
邸及び無料宿舎にあつては、とある
のですが、これはどういふ人が入るの
ですか。

○政府委員(今井一男) 公邸につき
ましては第十條に規定してございまし
て、我々の考へ方といたしましては、
その官廳の長官の宿舎であるが、官廳
の事務所の延長と考へるべきもの。無
料の宿舎の方は第十二條の方に規定し
てございまして、事實上特に住居の制
限を受けなければならぬもの、それ
から有料宿舎の方は第十三條に規定し
てありまして、これはまあ俗に申しま
すと、一般の住宅関係を重点にして建
てる。こういうふうにしたしてござい
ます。

○田田英輔 この十二條の二項の無
料の宿舎は、國家公務員の職務に對す
る給與の一部となると思ふのですが、
これについてはやはり給與がどのくら
いというふうに見積つてあるのです
か。

○政府委員(今井一男) 昨年の暮に
可決して頂きました六千三百四の給
與の法律の中に、こういった性質の現
物給與は給與の一部と考へる。こう
いう原則が導かれた。但しそれを
變らへるか。どういふふうに見るか
ということとは別に法律で決めることに
相成つております。別に法律で決める
るまでは従来の例通りであつて、給
與の一部と考へるが實際上は割合
はしない。要するに加えない。こうい
う趣旨に現在相成つております。それ
で只今の税金の關係、變らへるかとい
うような關係も、いずれ人事院にお

いてこういった問題についての研究が
できました際に、案を具しまして、國
会の御審議を頂くことに相成ろうと思
います。

○委員(櫻内弘郎) 外に御質疑は
ございませうか。

○川上嘉善 それから十九條の四号で
すが、一國の事務、事業の運営の必要
に基き先順位者」といふのがここにあ
りますが、これはどういふ程度をいう
のですか。

○政府委員(今井一男) 従来の宿舎
の貸與の方法を見ますと、その
点は甚だ不明確であつたやうな感じが
ございまして、今回の宿舎審議會に
おきましては、第三條にございませ
うが、第三條の第二項の第五号にござ
いませうが、どういふ順位によりまし
て、どういふ標準の者から優先的に
入らせるといふ基準を決定いたしまし
て、それに基づきまして政令を出す。こ
ういふ考へ方をいたしてございまして、
その具体的な基準によつて先順位者が
できたときには第四号の適用がある。
従いましてこの法律全体が裏を申しま
すと、衆議院でも非常なお叱りを受け
たのでありますが、具体的な内容がす
べて、すべてと申しては少し言い過ぎ
であります。ポイント、ポイントを審
議会の決議に譲つておる關係がござい
ますので、具体的なことは、この際こ
れ以上によつと申上げかねるのであ
ります。

○藤下政一 只今頂きましたこの資
料の中の各省別宿舎戸数調といふのが
ございませうが、職務官舎、一般官舎と
いう区別がありますが、これはどう解
釈したらいいのですか。

○政府委員(今井一男) この職務官
舎と申しますものは、別に一定の基準
によりましていわゆる無料宿舎、いわ
ゆるこの法律に言う無料宿舎と決めた
ものではございませうで、その省その
省におきまして、従来の沿革上の職務
官舎に関する規則は明治二十一年にで
きたものでございませうが、そのまま各
省の運用によりまして、一應職務と観
念しておるものをここに拾つたもので
ございませう。一般官舎が今回の有料官
舎に相当するものでございませうから、
その間各省の基準等につきましては可
なり西四があることは事実でありま
す。

○九鬼敏十郎 ちよつとお尋ねしま
すが、政府の提出案によりまして、こ
の衆議院議長とか、或いは参議院副
議長が無料の中に入つていないので
すが、これは修正されておるわけです
か。従来は議長はどういふふうにな
つておつたのかといふこと、今度第
十九條の但し書を衆議院の方で右科官
舎を六箇月に改めるとしておるのであ
りますが、この六箇月にされたその理
由が分つておるのですか。

○政府委員(今井一男) 議長につ
きましては、従来宿舎が公邸といふ範
疇に入るべきかどうかは分りません
が、とに角ございませう。それを衆議院
の方で、その御要望を入れられたわけ
でございませう。それから第四号の最高
裁判所裁判官の方は、これは政府と裁
判所の間に長い間議論をして参りま
したところでございまして、裁判所側
の御意見といたしましては、國務大臣
の待遇を受ける者は全部公邸を與えよ
といふ見地から、この四号を入れると
いふことの強い御要望がございました
が、私共の政府側の考へ方といたしま

しては、國務大臣の待遇といふことか
ら考へますといふと、外に会計検査官
もあり、人事官もあり、全權大使であ
りますとか、公安委員でありますとか、公
正取引委員でありますとか、國立國會
圖書館長でありますとか、いろいろな
方がおられますが、公邸は事務所の延
長といふ觀念をどうしておる関係か
ら、各省各廳について一つといふこと
を原則にするといふ考へ方でこれは御
賛成しなかつたのであります。それが
衆議院におきましては、裁判所側の御
意見を悉く採用なさつたのであらう
と思ひますが、事務局長につきまして
はこれは現在ではございませう。但し國
会の役員といふ意味からお入れになつ
たといふやうに聞いております。第十
九條の但し書につきましては、私共も
よく承知してございませうが、この私共
の原案なるものが如何なる場合におい
ても、六十日を超えてはならない、こ
う相成つておられますが、これは現在の
住宅事情から見ても余りに酷に非ず
る。借地借家法の精神から見ても不都合で
ある、こういった強い御意見を私共拜
聴いたしまして、私共もそれに対しま
しては誠に御尤もでありますといふ意
見を申上げたのであります。その結
果、公邸及び無料宿舎については六十
日、これは私共の案であります。一
般の有料宿舎については借地借家法の
権衡を考へまして六ヶ月という期限が
挿入されまして、修正になつた次第で
あります。

○九鬼敏十郎 転任等の關係から、
六ヶ月も先住者がおられるといふこと
は非常に支障を來して來るといふやう
なことではないのですか。

○政府委員(今井一男) その点か
ら、案はこの十九條の原案の但し書と
いふものが、關係方面との折衝におき
まして挿入された次第でございま
すが、國の施設であり、國の目的に使
う以上はそこに一定の区切りといふも
のがなければ國の施設としての用をな
さないといふ趣旨で、こういった原案
が作られた次第であります。若しも
この修正案の趣旨が極く特殊の場合、
止むを得ない場合ならばよろしいので
ございませうが、若しこれが濫に流れま
すと御心配のやうな事態も起り得ると
は存じます。

○委員(櫻内弘郎) 外に御質疑は
ございませうか。

○藤下政一 これはなんですか、審
議會といふものが宿舎の設置に關する
計画だとか、或いは宿舎の維持、或い
は管理に關する基準だとか、そういった
やうなものについて總理大臣の諮問
を受ける。そういうやうなことの調査
審議に任ずるものやうであります
が、その審議會を構成しておる人達
は、どこにどの省に、どういふふう
に、有料の宿舎を作るのが妥當である
か、或いは甲の省より乙の省により以
上に宿舎を設けなければならぬといふ
やうなことは、大体何も分らない。肝
腎の審議をする人が……。そこで結局
大藏省のあなたのところから各省の要
求をお取りになつて、それから実情を
調査されて、相當検討された上で一つ
の原案をお出しになつて、その原案の
妥當性についての審議をするくらい
の審議會のやうにとれるのであります
が、そんなんですか。

○政府委員(今井一男) この審議會
の運営そのものも、その具体的に決ま
つておるわけではないのでございま

ら、案はこの十九條の原案の但し書と
いふものが、關係方面との折衝におき
まして挿入された次第でございま
すが、國の施設であり、國の目的に使
う以上はそこに一定の区切りといふも
のがなければ國の施設としての用をな
さないといふ趣旨で、こういった原案
が作られた次第であります。若しも
この修正案の趣旨が極く特殊の場合、
止むを得ない場合ならばよろしいので
ございませうが、若しこれが濫に流れま
すと御心配のやうな事態も起り得ると
は存じます。

○委員(櫻内弘郎) 外に御質疑は
ございませうか。

○藤下政一 これはなんですか、審
議會といふものが宿舎の設置に關する
計画だとか、或いは宿舎の維持、或い
は管理に關する基準だとか、そういった
やうなものについて總理大臣の諮問
を受ける。そういうやうなことの調査
審議に任ずるものやうであります
が、その審議會を構成しておる人達
は、どこにどの省に、どういふふう
に、有料の宿舎を作るのが妥當である
か、或いは甲の省より乙の省により以
上に宿舎を設けなければならぬといふ
やうなことは、大体何も分らない。肝
腎の審議をする人が……。そこで結局
大藏省のあなたのところから各省の要
求をお取りになつて、それから実情を
調査されて、相當検討された上で一つ
の原案をお出しになつて、その原案の
妥當性についての審議をするくらい
の審議會のやうにとれるのであります
が、そんなんですか。

て、今今の税金の賦課、徴収に見るかと
いうような関係も、いざい人事院にお
○政府委員(今井一男) この職務官

て、案はこの法規全体につきまして衆
議院でもお叱りを受けたのであります
が、もう少しかつちりと一切のこの
内容を決めた上で国会に御審議願うの
が、若しくは法律として順序ではない
かというお叱りを受けたのであります
が、それも確かに御尤もなものでありま
すが、とにかく現行の規定が明治九年
という、凡そ時代離れのした規定でござ
いまして、給予を許さない。そこで
取敢てこれによりまして責任の所在、
所管官廳というやうなものをほつきり
いたしました上で、そこで具体的に一
切の調査もやりまして、その上で必要
あらば、更に今度は一切のことを具
体的に整つた法律案を出すという考え
方もあるのじやないかといった観点に
実はこれは立つております。その点が
この附則の三号四号の修正案が衆議院
において入りましたゆえんであります
が、従いまして御審議の具体的な運営
につきましても、別に案は只今持合せ
ておらないのであります。恐らく実
際の運営につきましても、各省がそれ
ぞれ資料を提出いたしまして最終的な
決定を審議会で決定すると、かような
ことに相成るうかと思つたのでありま
す。ただ先程ちつと触れましたよう
に、設置の計画というものが、現状の
確定なもの把握できせん前にやり
ますという、いわゆる再調整のよう
な見地における、非常な急の細かい手
のどくような計画は立てにくいこと
に相成るうかと思つて、従つて取敢ず
本年分のような計画は、或いは十分所
需の目的に達するところまで行かないか
も知れませんが、年数を積まして一
切の調査が完了いたしますれば、再配
分の見地から、何處に幾つ行くとい

ちやうなことが、相當にびつたりした
案まで進展し得るだらうと、かように
見通しております。
○農林省 今の宿舎は借上げるも
のもあるというのですけれども、公邸
もやはり借上げるというやうなもの
があるのですか、若し借上げて公邸にす
るといふやうなときに、自分のうちに
住まうてゐる者が、若しこれに當る、
例えば外に余りないかも知れませんが、
最高裁判所の方の裁判官になると
いふやうなこともあるだらうと思つて
おりますが、そういうやうなものは、自分
の家でもやはり國が借上げたといふこと
にして、そこに住むといふやうなこと
になるのですか。

○政府委員(今井一男) この公邸に
おきましても、無料で貸與するといふ
ことが重点であり、必要な施設をする
といふことが重点でございまして、
これは無償借上げてやりましても実行
可能なわけでございまして、最高裁判所
の裁判官に公邸を貸すといふやうな場
合におきましても、別に外の職員の方
と差をつけずに一般原則で行われるこ
とに相成るうかと考えます。

○農下政一審 もう一遍今井さんにお
伺いますが、さつき私のお尋ねした
ことに對してお答を頂いたのですが、
審議院に付議する大體の計画といふや
うなものの原案はあなたのところでお作
りになるのじやないですか。各省から
いろいろの要求を集めて、或いは資料
を集めて、それをしてそれをどういふ
うに具体化して行くかといふことを、
審議院に付議する原案はあなたのとこ
ろで作られると、この解釈でいいの
ですか。

○政府委員(今井一男) 今度の大蔵
省設置法によりまして、大蔵省の管財
局でございまして、國有財産を扱う部
局がこの官舎の調整の責任を負うよう
な形に相成つておりますので、そこを
中心におそらくこのメンバーの各省か
ら又幹事のようなものが出まして、そ
ういつたやうなもので協議の結果具体
案ができて委員会にか、やるというよ
うな運びになるのじやなからうかと想
像します。

○農下政一審 それから第八條の第二
項ですね。これは一体どういふことで
ございまして、衆議院議長以下人事院
總裁に至るまでのものが、大蔵大臣の
定めるところに従ひ、宿舎の設置、維
持及び管理を行うとあるが、例えば衆
議院議長が自分の公邸を設置するわけ
なんですか、その設置に自ら拘るわけ
ですか、ちよつとおかしいことでは
ね。

○政府委員(今井一男) 設置そのも
のが別の條文で衆議院議長、参議院議
長には與えられることは決まつておる
のでございまして、これの具体的な基
準は、審議会の調査審議を経た上で政
令で決めることに相成つております。
これは第七條にあるわけでありま
す。これはすべて審議会の決定を経な
ければ政令で定められぬ。八條では
の政令を受けまして、その政令までは
審議会でやるが、その政令の実施は只
今申上げた大蔵省の管財局長がその具
体的な責に當る、こゝういふ管轄であり
ますので、全部が一切大蔵大臣に委任
されておるわけではございせん。た
だ條文の書き方といひまして、八條
の第二項のように、こゝいつた各大臣
が大蔵大臣の定めるところに従ひ云々

と書きますと、ちよつと妙な感じもい
たしますが、こゝいつた書き方は実は
他にもいろいろ例がございまして、
その例をそのまま踏襲しただけでござ
います。

○委員(櫻内廣郎) 外に御質疑は
ございせんか。御質疑がございま
せんければ、次は日本專賣公社法の一
部を改正する法律案の御審議をお願い
いたします。本案に対する御質疑が
ありましたらこの際お願いしたいとい
と存じます。前回において大體御質疑
は済んでおりますが、尚御質疑があり
ましたらお願いしたいと存じま
す。

○農下政一審 專賣公社法の一部改正
案ですが、この審議会のメンバーを入
人に預りして、葉煙草の耕作者以外の
者を中に入れられるといふやつです
ね、これはこの前の委員会では始終問題
になつていたことなのです。委員会では
葉煙草の耕作者だけを入れるといふ
のは不公平ではないかという意見がい
つも出ていた。そういう点を入れただ
けなのですか。それと外に何かあり
ますか。

○政府委員(原田重一) 今のお話の
審議会の委員の數と、それから從來の
審議院が從來では六月一日から施行と
いうことになつていたのでありますが、こ
れは五月十五日に審議院だけは殆どす
る。これは總裁の任命の場合に、審議
会の推薦に基いてやるといふことにな
つておりますので、公社の發足よりも
早目に審議院だけを設置する。こゝう
いふ趣旨で五月十五日から施行するとい
うことになつていたしました。それからもう
一つ公務員法では御承知のように、退
職後の就職の制限がございまして、直

接審議をしていた仕事の会社に入ると
いふやうなことが或る期間制限されて
いる。それと同じように、公社におき
まして、これは行政事務に近い仕事
と申しますか、同じ仕事と申します
か、指定生産資材の制当事務を公社の
職員が行いますので、その仕事に直接
関連のあるところには、やはり公務員
と同じやうな就職の制限の規定を設け
た。これが改正の要点です。

○委員(櫻内廣郎) 外に御質疑は
ございせんか。御質疑がございま
せんければ、日本專賣公社施行法案の御
質疑をお願いいたします。御質疑はこ
ざいせんか。

○農下政一審 ちよつとお伺いたし
ますが、第七條ですね。これは實際的
にこゝういふことをする方が便利とい
うことですか。どういふことが予想さ
れておるのであります。こゝういふこ
とをする必要があるといふことは……

○政府委員(原田重一) 只今國の官
廳の建設工事は、主として御承知の通
り建設省がやつております。現在專賣
局の工事といふものも、大きなものは
建設省が全部やつております。專賣局
で直接やつておる工事は、非常に小さ
い工事になつております。それで予算
の上においては專賣局の予算を使つて
やるのですが、工事は建設省がやつて
おります。従つて工事費の支拂ひに
つきましても建設省に事務を委任して
やつて貰つておる。公社になりました
もやはりさういふやうなやり方を俄か
に変えることはいふ／＼な事情があり
ますので、現在と同じやうに取扱いた
い。こゝういふ趣旨であります。

でも從來は同様な扱いでやつて行こう
 ということであれば、当分の間じやな
 いのですわね。

○政府委員(原田富一君) 差当りというふうにはやあざるを得ない。將來の問題といつましては、これは或いは公社でやるようになるかも知れませんが、今具体的にそのいうふうにお考えであるわけではございませんが、少くとも当分はそういうふうに行きたい。殊に專賣局につきましては御承知のように復旧工事が今沢山ございます。これは二、三年で大体片づいて来るので、常態に戻りますれば、或いは公社の力で行くように、人員等の関係でもなるかも知れないと思つております。

○委員長(櫻内辰郎君) 他に御質疑はございませんか。他に御質疑があります。せんければこの程度にして止めて置きまして、次は日本銀行法の一部を改正する法律案の御審議を願いたいと存じます。

○森下政一君 本案が本委員会に当初
上程されたときに、私出席しておりま
してこういうことを申上げるのは甚だ
恐縮でございますが、法律案提案の理
由説明というのは、私共は今謄写版印
刷を賡つておりますが、これを朗読な
さつただけで、それ以上に何か関係当
事者から説明がありましたですか。
○委員長(横内辰郎君) まだありませ
ん。その程度です。

○森下政一君 それならばもう少し進んで、銀行局の人に説明をして貰う方がいいのではないですか。

○委員長(櫻内辰雄君) それでは今係
官が見えておりますから、一應係官か
ら御説明を願います。

○政府委員(前田克己君) この改正法律案の提案の理由につきましては、提案理由の説明で申上げました以上に、それ程深い隠れた理由もございません。余り多く私の口から附加えることはなまいと思ふのであります。要するに今回の二十四年度の予算の編成によりまして、日本銀行の中央銀行としての金融政策の運営というところに非常な重みがかることになりまして、これについて何らか新しい機構を考える必要があるというところで、この委員会の設置になった次第であります。それでドッジ・ミッションが参りましたときに、御承知のように、予算については非常に細かく、又嚴重な指示があつたのであります。統一して金融に関しましては、相当ドッジ公使の抱負を盛りました指示があることを予期しておつたのであります。結果におきましては、こういう政策委員会というものを作つて、その政策委員会を通じて、ドッジ・ミッションの精神を日本の金融界に浸透せしめる。そういうようにしたい。ということ、ドッジ公使は御承知のこと、比較の早く帰國をされる、こういうことに相成つたのであります。いゝうば予算を通じて示されたところのドッジ・ミッションの精神を、今度は新しく金融界に浸透せしめるところの、一つの機関といたしまして、こういうものが作られた。かように承知をいたしておるのであります。それからい一つは御承知のように、昨年金融業務法というものの立法が司令部から指示せられました、その場合におきましては、バンキング・ボード、それから日本銀行に取締役会を置く、そういう機構が示されておつたのであります。

この点につきまして、どういふふうな解決をいたすかということが、いわば懸案のように相成つておつたのであります。これにつきまして、政府側につきましては、その政策委員会が作られましたことは取止めに なりまして、その政策委員会が作られることに相成つたのであります。大体この政策委員会が作られました背景と いうようなものは、そのようなところにあると御承知置き願いたいと思つたのであります。尚細かいところ、具体的点につきましては、御質問に應じてお答えをいたした方がよろしいかと存じます。

○米倉龍也君 今度の改正ではこの政策委員会を日本銀行の内部機構としてお作りになつておるのでありますが、これは前の金融法案などの考え方から行けば、日本銀行の外部に作られて然るべきものだと思ふのですが、内部に作られた。こういうことになれば、やはり今まで通り、日本銀行總裁の意見によつて、この政策委員会というものの運営が行われるような向きになりやすいんじゃないかと思ふのです。日本銀行の現在の状況はよく分りませんが、大体今の役員は日本銀行生え抜きの人達が大体全部だろうと思ふのであります。極めて一人かそこの人が現在はず中に入つてゐるだけで、全部生え抜きの人である。従つて日本銀行の運営というものが、窺ひ知ることのできない一種のローマ法王廟のようなものだと言われるくらい、相当がつちり内部が固まつてやつておるのであります。そういう意味から言えば、今後日本銀行のこの改正の趣旨を、十分に發揮させるには内部機構ではあるけれども、これの運用は日本銀行の總裁が運営の中

心に自然になるといふより、なほ行き方であつて、委員会の運営ができるようないふ点に考慮を拂つて行くのが至當でないかと思ふのですが、さう考えますると、この政策委員会の議長が第十三條の七で議長、この議長は結局互選によつて決めることになつておるのでなければ、これは任命委員の中から互選によつて決めるというようにして、政策委員といふものの性格をもつと明瞭にしただろうかと思ふ。こういうような点について御意見を承りたいと思ふます。

○政府委員(前田克巳君) 只今の御質問及び御意見の趣旨は御尤もでございます。まして、政策委員会が日本銀行内に設けられるので、実際の事務の円滑を期する上から言いますと、日本銀行總裁が当然この議長を兼ねる、こういう考え方もあり得ます。立法の途中におきましては、そういうことも十分討議をいたしましたのであります。只今お述べになりましたような御意見に

よりまして、互選ということに決まつたのであります。従つてこれは理論上は誰がなるか、全く決められておらんのでありますして、最も委員の中から適任者を選ぶということに法律の面はなつておる大體であります。ただその場合にも亦必ず日銀總裁以外から選ばれなくちやいかんということに決めまするのも、この實際の制度の運用を考へますると、聊か窮屈過ぎるという感にもいたしますので、今のところでは箇案の程度が適當かと政府側では考へておられます。

○米倉龍也君　これは實際問題として内部機構であると、實際互選をして雖でもなれるとは書いてありますして、

それはやはり日本銀行の總裁が運営の都合上といふようなことでないか、
そういう虞れがあるのですから、窮乏でもそういうふうなことに決めた方がいいじゃないかと想う。それから今一つは各界の委員もございますけれども、政府が任命するのですけれども、これらの人を任命する際にはたゞ政府が勝手に政府の御意見で以て決めるものですが、何かこれをお決める方法か、何か別にお考えがあるのでありませんか。
○政府委員(前田寛已君) 政策委員会というものを作りまして、日本銀行の運営を民主的にやつて行く。その趣旨から申しまして、これを單に規定上内閣の任命といふことでありますからというので、政府が勝手にやるということとは勿論適當ではありません。従つて先ず金融業に對しましては、これは勿論大藏省の所轄になりますが、商業及び工業に關しましては、商工省、農業に關しましては農林省、先づこの官廳側の推薦を求める順序に相成るとも思ふのであります。而してそれ／＼の順序でありまして、その候補者を出します場合にはおきましては、關係の民間團體の意見を聴取して決める。或いは總合によつては民間團體に候補者の推薦を依頼する。大体こういうふうな運びになるかと期待をいたしております。
○衆議院議員 それからもう一つ、この附則にありますが政策委員會の任期のことですが、これが一年、二年、三年と一人ずつ代つておりますが、これはこの委員の任期は内閣が指定すると書いてありますが、これは大概くじかかかぬかやるのが當然じゃないかと思ひますが、これは何か理由があるのですか

想が示されておつたのでありまして、
れの運用は日本銀行の總裁が運営の中
でもなれるとは書いてありまして、
すが、これは何か理由があるのですか。

○政府委員(前田克己君) これは從來の
この例が、いろいろ人事官とか
或いは各種委員について、委員が一齊
更迭いたしましたために、こういう規
定がありますが、その場合の例とい
しましては、やはり政府側に任されて
いるのが前例でございます。

○委員(櫻内廣郎君) 外に御質疑は
ありませんか。
○本内閣府 前田さんに伺いたい
のですが、こういうものができても從來
の日本銀行の理事、あるいはその
そのまゝの制度として置かれるのでし
ようか。

○政府委員(前田克己君) 大体現在の
日本銀行法というのが、御承知のよう
に、昭和十七年に当時の臨時態勢に合
わせるために、その前の日本銀行條例
というものを根本的に改めまして作ら
れたものでありまして、もはや今日と
なりましますと、日本銀行の制度全体を
再検討いたしまして、日本銀行法の全
面的改正をいたすことが、必要と考
えているのであります。今回は実はこれ
が急速にこの委員会設置のことが決ま
りましたので、全般的にこれを検討す
るには聊か時間も不足いたしましたの
で、單にこの委員会設置の一章を付加
するだけで、他のところには全然手
をつけなかつたのでございます。従つて
他日全般的の再検討をいたします場
合には、只今御指摘になりました理事
の制度だけでなく、その他の点も相
当改むべき点があるものと予想いたし
ます。

○米倉雄也君 もう一つお聞きしたか
つたのですが、この性格が違つてから存
在しても勿論当然かと思ひますが、参
議院大蔵委員会金銀第二十五号 昭和二十四年五月十二日

與会の制度との関連は何かあるのです
か。

○政府委員(前田克己君) この点も多
少組織といたしまして、重複する感が
あります。これは否定的なものであり
ます。ただ現在の參與の規定とい
ましては、これは日本銀行の事務執行
に參與するということになりまして、
やや形式的な理論であります。政
策よりはむしろ平素の事務執行に參與
するということに説明ができると思
うのであります。

それから今一つ參與制度をそのま
まに存置いたしておくと申しまして
は、今回の政策委員は、これはそれ
ぞれの各方面の人を選任いたします
が、現在の地位を離れて専任者とし
て、日本銀行の職員になるものであ
りますが、ところが參與の方はそれ
各界の現在いる人がときどき合
まして、その意見を述べるとい
うことで、いわば各界の現役者から生きた意
見を聞き得る、且つ又その人数にもあ
まり制限がありませんので、担当範圍
も現在各方面に亘つておりますので、
そういう点を考慮いたしまして、これ
を列んで存置いたしますのも相當の意
義があるというふうに考えておりま
す。

○渡多野君 現在の日本銀行の理事
でですね。あれは理事会というものを構
成してやつていられると思うのですが、
この理事になるものが存続すると、この
政策委員会とはどういふ関係になりま
すか。

○政府委員(前田克己君) この点は、
実は私も監理官といたしまして毎日理
事会に列席をいたしておりまして、今
後の運営がどうなるか、むしろどうし

たらいいかということを考えているの
であります。現在のところは理事会
というものは日本銀行の最高機関であ
りますから、ここで事務の執行だけでな
く、相當大きな政策のことも論議さ
れ、決定をされるということになつて
参るものであります。そこで形式的な説
明をいたしまして、今後の政策委員会
の所掌事項に挙げられておりますよう
な、政策的なことは政策委員会で決
められる。それ以下のその方針に基いた
事務の執行のことが理事会の任務とな
る。これは形式的には一應そういうこ
とに説明し得るのであります。ただ
政策と事務というものは、實際問題と
してはそう截然と区別し得るものでは
ございませぬし、殊に事務の執行に全
然干渉いたしませんで政策のことを論
議するといふと、宙に浮き上る處れも
あるのでありますから、將來の運営と
いたしましては、恐らく政策委員の方
も、或いは現在の理事の方も、合同し
て毎日会合をして下の説明も聞く、こ
ういふような運営が予想されるので
はないかと考えております。ただ政策
委員会といたしまして、正規の会合を
いたして、表決をとるといふような
きは、勿論これを区別いたしましてや
らなければいけませんけれども、實際
は合同して行く、そんなふうに考
えております。

○渡多野君 實際この政策委員会だ
けを、ぼこんとここに挟み込んだため
に從來からある日本銀行の諸機関との
調節がうまく行かないという気がする
のですが、一番大きな問題は、理事会と
の関係の問題であります。理事会な
るものは、この政策委員会ができた以
上、廃止した方が簡單に行くのじやな
いのですか。廃止するくらいのこと
は、簡単にできるのじやないのですか。

○政府委員(前田克己君) これは先
程本内閣府からも御質問のあつた点
でありまして、現在日本銀行は局制にな
つております。各局長がありまして、そ
の上に八人の理事がありまして、その
各理事が二つ乃至三つの部局を担任
いたして理事会を構成する。こういう形
になつておるのであります。それが將
來はその上に更に又最高方針を決定す
る政策委員会ができるということにな
りますと、御指摘のように理事会或
は理事の地位といふものについては、
今後の實際の運営状況を見まして、研
究をいたさなければならぬと考えてお
ります。只今早急にこれを廃止する
といふことも亦いろいろ事務の混乱を
生ずるような心配もあります。し
ばらく様子を見つつ研究をさせて頂
きたいと思つております。

○渡多野君 政策委員会と理事会、
どちらが浮きます。どちらか浮いて
しまふと私は思ふのです。何年か
い実驗されるかも知れないが、早急に理
事会を含めて、日銀の機構の改革とい
うことをやらなければ、折角この政策
委員会を設けた趣旨が通らないのじや
ないかと思ひます。早急に研究して頂
きたいと思ふのです。それから政策委
員会の議決……議長を置いていろいろ
論議するわけなんだが、この政策委員
会において意見がいろいろ対立したよ
うな場合にはどうなるのですか。多数
決によるのですか。過半数を以て決す
ると書いてあるなあ。

○政府委員(前田克己君) さうであ
ります。

○渡多野君 多数決の原則によつて

決めて行くということで、これで日本
銀行などというような機関の運営が
うまく行くから、どうなのかわかり
決機関でないのだからどうなるだろ
う。

○政府委員(前田克己君) 何分これは
新しい制度でありまして、實際の運
営がどうなるかといふことは、な
かなか予測は困難なのであります。が、
まず現在のところ政策委員会によつ
て、規定せられております程度で、こ
の大きな所掌事務であります。な
らば、多数決で決めてもさう不當とも
考へておらないのであります。これが
も少し實際の事務の執行に立入つたよ
うな点になりますと、多数決とい
うことは必ずしも實際に適應しない場合
もあると思ふのであります。が、先
この程度ならばやはり民主的運営とい
うような根本精神から言ひまして適
当ではないかと考へております。

○渡多野君 いやその民主的運営は
いいんだけれども日本でも今頃民主
的な運営の仕方をやつてやつは、実
にどうも民主主義の悪いところばかり
真似ていられるような格好なんです。凡
ゆる点にこつこつたことは見られます
が、政策委員会といふものの動き方と
いうものについて、何か一つの新しい
方式を考へないと、一つの事業体な
んだから、日本銀行といふのは……
一つの事業体の中の最高決議機関が二
つに割れていられるような形になつ
て来ることは、動きを取る上において
非常な困難が生ずるんではないでし
ょうか。何かそこら辺に打開の途を考
へることができないんじやないかとい
う感じがね。まあ勿論アメリカのボ
ード・オブ・ディレクターズというの

五

282

ですか。あすこでも意見の対立があつて、反対派が声明したりするやうなことがありますが、あれもアメリカのやうになつておる國ではやれるかも知れませんが、日本は、民主体義が身についていないやうな所では、これは審議会の意見が二つに割れたといふことは相当大きな影響を與へることなすよ、これは……。そうすると先程米倉さんが言われたやうに、總裁の意向に大体みんな従つてしまふといふことになると、審議院を設けた意味があらはれない。審議院を立案したときにおいては、どういふやうな運営のことを具体的に考へておつたのですか。私も別に何も案があるわけじゃないのですが、その点を聞いておきたいのですがね。

○政府委員(前田克巳君) 相当の制度運営の根本につきましての御質問でありますから、或いは大臣あたりからお答えをいたした方がいかと思つたのであります。まあこの制度を運営して行きます上に、いろいろその摩擦支障が起らないためには、最初のこの委員の人選も相當慎重にやらんといふかと思つたのであります。各方面の意見の代表者を集めるには、相違ないのであります。又初めから極端に意見の対立を來たすやうな人選をするといふことも、極力避けまして、或る一つの時代の大きな方向に順應し得るやうな人選をするといふことも最初に考へたいと思つたのであります。

それから實際問題といたしまして、いろいろ意見が対立いたしますのは、まず金融界と産業界というやうな対立がしばしば起るのではないかと思つたのであります。或る程度又さういふ

対立が起りまして、産業界の方の意見が日本銀行の政策決定に反映するといふのが一つの狙いでございまして、併し何と申しまして、日本銀行は金融機関でございますから、最後は日本銀行總裁も加へました大體金融側が三票ありますから、この方の意見が自然重きをなして決つて行くといふやうなことで、非常に意見が区々に分裂して、どうにも收拾がつかないといふやうなことは実は予想をしておらん次第であります。

○山下政一君 本案に対する政府から承つております説明はですね。今回のこの予算を契機として、財政と金融との区分が明確にされたとか、或いは経済九原則に基づいて當面の通貨政策といふものを確保して行く、さういつたこと、或いは経済の安定復興を図るために、是非日本銀行の機能に一層意味が加つて行きて、日本銀行の占める地位といふものが從來に比較して一層重大となつて來た。日本銀行における通貨信用操作の如何が、我が國再建のために非常に大きな關係を持つておるやうになつた。さういふ要請に應ずるために、今回日本銀行に政策決定の機関として、政策委員会が設けられたといふやうなことが述べられておる。或いは政策委員会なるものが、経済九原則に伴う財政と金融との分離の確立等最近の経済情勢の変化に伴う要請に應じて、設置されたものだと思ふ重々しく感ぜられる御説明なんでございまして、が、ところで先刻米倉委員が指摘せられた点のごときは、極めて適切な御質問であつたと思つたのであります。これに対する御答弁を聞いておりました。この今度設けられる政策審

議会なるものが、ほんの申訳的な日本銀行總裁の諮問機関に過ぎないやうな浮き上つたやうな格好になるのではなからうかと思つた。例へば審議委員の人選にいたしまして、その在任中その意に反して罷免されることがないといふやうに委員といふものが相當その任期中罷免されないといふやうに、一つの身分上の保障を得ておると同時に、又在任中これ／＼の行爲をすることは出来ないといふことで、十三條の九によりまして、いろいろ禁ぜられておる事柄がある。それ程重要性を持った委員の人選といふものが、政府から一方的に定められてしまふ。考へようによりましては、意見の対立、摩擦等を成るべく來たさないやうな人を選ばないといふやうなことをおつしやつたが、政府の都合のいい人だけを選ばないといふことは、この法律の下ではできないことではあります。この重さを加へるということのためには、例へば人選はついでで

たように、日本銀行總裁に諮問してあるといふことは、私は火を賭るよりも明らかであらうと思ふ。さうなつて來ると委員会においていふやうなことが審議されまして、大體日本銀行總裁の意思通りにものが決つて行く。從來とちつとも變りはない。さういふ点は渡邊野君が指摘したやうに、理事會と似て非なるものが上置きにできたといふ問題だけであつて委員會を作つたことによつて、先刻米倉委員に聞いておるやうな、非常な日本銀行の持つ重大な使命といふものを完遂するための、本當の必要な機関が設けられておるといふやうなことが、運営の上においては現われて來ないのではないかと心配が、非常に濃厚に感ぜられるのであります。それから御所見どう

○政府委員(前田克巳君) 只今承りました御意見のうち、この委員の任命につきまして、國會の承認が必要かどうかという点は、この立法の途中におきましては議に上つたこともあつたのでございまして、併しこれは政府の職員でございますから、日本銀行の内部機関でありますから、中央銀行の性質を以てしまして、この委員の人選を國會の議に付するといふことは適當と考へなかつたのであります。従つてさういふ案を作ることはいさなかつた次第でございまして、尙任期の点でござい

○渡邊野君 今の委員ですが、新聞にはよく名前が出る。候補者といふやうな名前が出るのを見ております。多くは日本銀行に元おつた人の名前が出てゐる。日本銀行に元おつて民間銀行の頭取になつたやうな人の名前がしばしば出て來るわけですが、ああいふことをやれば結局駄目なんです。委員會を作つた意味がなくなつてしまふ。さうでなく本當の有能者を集めるならば、この規定が邪魔になるのです。附則の第二項に一年ばかりちよつとそこ足を掛けたために、二年間銀行屋になれない、といふたことになつてしまつて、なか／＼本當のいい人は出て來ないといふことになるのですね。これはさういふ点で實際この委員の選定については、今いろいろ理

よきに、前例によりましたに過ぎないのであります。重任を妨げないのでございまして、どの委員を何年にするかといふやうなことが、非常に全體の運営に關係があるといふやうに考へておらん次第であります。

○渡邊野君 今委員が、新聞にはよく名前が出る。候補者といふやうな名前が出るのを見ております。多くは日本銀行に元おつた人の名前が出てゐる。日本銀行に元おつて民間銀行の頭取になつたやうな人の名前がしばしば出て來るわけですが、ああいふことをやれば結局駄目なんです。委員會を作つた意味がなくなつてしまふ。さうでなく本當の有能者を集めるならば、この規定が邪魔になるのです。附則の第二項に一年ばかりちよつとそこ足を掛けたために、二年間銀行屋になれない、といふたことになつてしまつて、なか／＼本當のいい人は出て來ないといふことになるのですね。これはさういふ点で實際この委員の選定については、今いろいろ理

よきに、前例によりましたに過ぎないのであります。重任を妨げないのでございまして、どの委員を何年にするかといふやうなことが、非常に全體の運営に關係があるといふやうに考へておらん次第であります。

委員の選定については、今いろいろ理
委員の選定については、今いろいろ理
委員の選定については、今いろいろ理

想案はあらうけれども、なか／＼實際
は動かぬものではないか、そういう気が
するんですがね。それからもう一つ
聞いて置きたいのは、第十三條の五の
「退職後二年間政策委員会ニ依リテ監
督スル金融機関ニ地位ヲ占ムルコト
ヲ得ズ」という規定があるが、監督さ
れない金融機関というのがあるんでは
か。この政策委員会に監督されない金
融機関というものが……

○政府委員(西原直憲) 金融機関と
申しますのは、本当ならばここに定義
を明瞭に書くべきなんですが、います
れども、金融機関と申しますのは、昨
年のパンキング・ボード等のいろ／＼
の示唆を受けたときには、預金の
受入又は貸出をするということが一應
の定義になっております。併しこの場
合におきましては、日本銀行との契約
或いは法律によりまして、例えば金利
調整法等によりまして規定される金融
機関というように、いろいろ意味もこ
ざいますので、そういう点を契約又は
契約関係により、或いは法律関係によ
つて日本銀行の監督に属する、こうい
うところで大体の範囲を区切つたわけ
でございます。

○波多野重吉 そうすると、非常に狭
い意味なんですね。この監督される金
融機関というのは……

○政府委員(西原直憲) その契約の
関係によりまして、契約の取引先と
いうことになります。金利調整法によ
りますれば、その金利調整法に掲げて
ある金融機関ということになります。

○波多野重吉 それじや大分狭いので
すね。

○政府委員(西原直憲) そうです。

○波多野重吉 そういふものに引續か
ない金融機関というのがあります
か。

○政府委員(西原直憲) 例えば貸金
業者が金融業者になりますという場合
におきまして、貸金業法により金利調
整法を準用するということにならうか
と思ひますけれども、仮に準用しない
ということになれば、貸金業者は金融
機関であるかも知れませんが、これも
ここに言う監督を受ける金融機関には
ならないわけでありまして。

○波多野重吉 念のために伺いたい
んですが、第十三條の三の「政策委員
会ハ左ノ事項ヲ掌ル」とあつて、一から
十までありますが、その中で一から九
までは、それはこれまで誰がやつてお
つたというのを説明して貰へません
か。一つ／＼説明して下さい。

○政府委員(西原直憲) この第一号
は理事会でございます。総裁を中心と
いたしまして理事会を行なつていまし
た。それから第二号が理事会で行なつ
ております。基本の基準の割引歩合
につきましては、大蔵大臣の認可を受
けております。第三号はやはり理事會
で行なつております。第四号はこれも
理事会で行なつておるわけでありま
す。

それから第五号は、日本銀行総裁が
決定するというところに、臨時金利調整
法で決まつていたわけでありまして。
第六号は今までのようなことが規定
がございませぬ。第七号も同じく現
在のところ、こういう規定がないわけ
であります。ただ行ないますとすれ
ば、契約に基いて行なうわけでありま
すが、この六号、七号共に、今のところ
はこういう契約がないわけでありま
す。第八号はやはり理事会で決定した
わけでありまして、大蔵大臣の認可を
受けております。第九号は契約関係に
よりましての信用政策でございますが、
理事会で決定するというところにな
つております。

○波多野重吉 只今の御説明を聞く
と、殆んど今までは理事会がやつてお
つて、今度は政策委員会がやるようにな
つたら、理事会が本當に浮いてしま
うのじやないか、要らんじやないで
すか。

○政府委員(西原直憲) そういふ今
のお話のような結果によりまして、こ
の法律新しく改正法の第十五條の改正
で、今まで第十五條第一項によりま
すれば、「総裁ハ日本銀行ヲ代表シ其ノ業
務ヲ管理ス」ということになつてお
ります。即ち日本銀行の意思決定機関に
政策委員会がなりました関係から、総
裁その他各理事は業務の執行だけを扱
う機関になつたわけでありまして。そ
ういたしました結果「其ノ業務を総理
ス」というものを、「総裁ハ日本銀行
ヲ代表シ政策委員会ノ定ムル方策ニ從
ヒ其ノ業務一般ヲ執行ス」というよう
に、執行機関というように改められま
した。同じく第三項に「副総裁及理事
ハ総裁ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ
日本銀行ノ業務ヲ掌理ス」とございま
したのを、やはり「日本銀行ノ業務ヲ
執行ス」ということに改められまし
たわけでありまして。業務執行機関にな
つたということ、ここで明瞭にした
わけでありまして。

○波多野重吉 どの法律で改めるわけ
ですか。

○政府委員(西原直憲) 今度の改正
です。第六頁の一番最後の方に第十五
條第一項中と書いてございまして。

○波多野重吉 さういふことでござい
ますか。

○波多野重吉 實際、どうも最初から
問題になつておる理事会のことが、や
はり問題なんです。理事の仕事の殆ん
ど重要な部分は政策委員、及び政策委
員会に移つてしまふので、そうすると
理事というものの性格が現在の性格と
は非常に變つたものになつてしまつ
て、局長と同じになつてしまふのでは
ないですか。

○政府委員(西原直憲) 只今お話の
ように、まあ大体さういふような性格
になるかと思つております。この政
策委員会と申しますか、何と申しま
すか、アメリカの会社組織で申しま
すれば、ボード・オブ・ディレクターとバイ
ス・プレジデントというのがあります
が、オフィサー、我々は高級職員と訳
しておりますが、さういふようなバイ
ス・プレジデントの仕事をするとい
うような機関に結局なるのではないかと
思つております。

○波多野重吉 この政策委員会の運営
については、各委員からいろいろ御質
問がありました。政府の好きなよう
な人を任命し、政府の思うようなふう
に運用して行くかも知れんけれども、
それでは本来の改正の趣旨に合わない
と思つたんですが、若し仮に提案理由に
言われておる通りに、財政及び金融を
画然と区別されて行なつて行かれると
いうことになつたら、一体それで政府
の財政政策遂行に支障はないでし
ょうか。

○政府委員(前田吉良) 財政と金融
が分離したという意味では、從來財政
資金というものを非常に金融の部門に
重く求めておつた、そのために種々

ソフレの原因にもなつた、さういふ懸
念関係を断ち切つたという意味であり
まして、日本銀行というものの運
営は、決して政府の政策に背反して行
われるのではないと思つております。
その意味でこの委員会というものは、
政府の任命というところに認められて
るのであります。従つて余りその政府
の政策に背反するような方針をとる人
が任命せられるということは予想すべ
きではないと、かように考えておるの
であります。

○波多野重吉 財政と金融の分離の問
題は、前田さんの言われるように、今ま
では日本財政は余り金融の方に依存し
て、しむを金融の方に寄せたという点
がある、それを分離するならば問題はな
いのですけれども、今度の改正はさう
いふ趣旨ではない、これを独立して、金
融だけを扱うところのものは、日本銀
行の政策委員会で大きな問題を決める
のであるといふふうになるので、今言
われたような意味の財政と金融の分離
ではなくて、本當に政策がそれによつ
て財政当局と分離をして決定されると
いうことになるのではないかと、思つた
のであります。この狙いがそこにある
のではないかと、思ひます。殊に委員
会の任期の点で、政府が變つても委員
会を變えるわけには行かないのですか
ら、必ずしも政府の思うようにばかりも
行かないと思つたのです。これは余り政
府と金融の分離とか何とかがいふこと
を言つて、さういふ機構にしたために、
大きな障礙を來たすことが將來にお
いてありはしないかといふことを恐る
のですが、そこはどうですか。やはり政
府の傀儡になりますか。政府と背反し
ないようになつて來ますか。

○政府委員(西原直憲) 或いはそのお答えになるかどうか知りませんが、大蔵大臣と日本銀行との間の監督の關係を御説明申上げた方がいかと思ひますので簡単に御説明させて頂きま

す。

大體ポリシー・ボードができてしまつても、これは日本銀行の「一つの機関」でございまして、從來の大蔵省が日本銀行に對する監督の關係と申しますか、そういう極限關係においては原則として變りはないわけでありまして、從來大蔵省が日本銀行に對してどういふような監督をいたしておるか申しますと、日本銀行の目的達成上、特に必要がありまふ場合には、必要な業務の施行を命じ又は定款の変更、その他必要な事項を命ずることができるといふ規定がございまして、又日本銀行に命じ業務及び財産の状況に關しまして報告をさせる。その他監督上必要な命令、処分をすることができるとあります。

第三に、日銀監理官を置いてございまして、業務を常時監視しておるわけでありまして、日銀監理官は日本銀行法の規定によりまして、如何なる會議にも出席して意見を述べることができるといふことになつておるのであります。

第四に、役員が行爲が法令、定款、或いは主務大臣の命令に違反いたしました場合には、或いは又公益を侵害する、或いは日本銀行の目的達成上特に必要がございふ場合には、總裁、副總裁については内閣、理事、監事、參與については大蔵大臣が解任することができるといふことになつております。実体的業務の關係におきましては、銀行券の最高發行限度、それから

限外發行の繼續、或いはその他日銀の、基準となるべき割引歩合、公開市場操作における債券の種類、定款の変更等、そういう重要なものについては全部大蔵大臣の認可を要するといふことになつておるわけでありまして、認可制以外の限外發行制限、或いは銀行券の種類、財産貸借対象表といふようなものの様式とか、時期とか、記載は大蔵大臣がこれを決定するといふように從來なつておつたのであります。今般これらの監督の権限を改正されました、この委員會が設立されたのに伴ひましてこの委員會に移譲されましたので、日本銀行の基準の割引歩合及び貸付利率の認可に關してはこれは廢止になつた。それから第二は、公開市場操作の債券の種類を認可するといふ点がやはり廢止になりました。この政策委員會に任せられたわけでありまふけれども、それと同時に、十三條の六に規定してあるように、政策委員會の任命委員が、十三條の二にございまして、その任務に違反するといふような、委員としての適正を欠きます場合には、これを罷免することができるといふような規定も入つたわけでありまふ。そういうような關係から、從來監督の對象が全部日本銀行總裁にありましたが、日銀の政策決定については、政策委員會全体に對して監督をする、従ひましてこの政策委員會の發表等は議長が行ないますから、その關係において議長だけが監督の對象になります。又同時に總裁は、この政策委員會の五人の中の一人であり、その中の委員を委任せられるわけでありまふから、そういう意味におきまして總裁は、やはり監督をするといふことにな

るわけでありまふ。それから日本銀行の業務の執行につきましては、總裁が最高責任者として總裁を監督するといふことに相成ると思ひます。このよ

うな政策委員會が設けられましたに伴ひます日本銀行總裁の今後の地位といひましては、政策の決定については政策委員會の委員として、日本銀行總裁は大蔵大臣の監督を受けるといふことに相成ります。それから日本銀行の政策委員會の決定に従つて業務を執行する最高責任者として大蔵大臣の監督を受けまふ。又その他日本銀行の職員に任命とか、或いは日本銀行の政策委員會の關しないことにつきましては、直接最高責任者として大蔵大臣の監督を受ける。こういうことに相成ると思ひます。

○本内閣府 今お話になつた通り、從來は大蔵大臣の監督もまふ政府と一體となつておつた。今度は政策委員會の決定については今何條かお話になつたが、職務に違反しない場合にはこれを監督することができないので、これは監督することができないので、大蔵大臣は左右することができないのだらうと思ふのであります。限外發行の問題なども言われたけれども、余計發行することは抑えられておるかも知れませんが、假にこの第十三條の三の第一号に掲げてある「日本銀行ノ業務ノ運営ニ關スル基本方針」を委員會が決定しても政府が通貨の多少膨脹を要するようなものにおいて、非常に緊縮政策を採るといふような場合において、この日本銀行の委員會がそういう決定をしておるといふような場合に、大蔵大臣が今のようなお話のようだと監督する権限がないことになるのですが。

○政府委員(西原直憲) お答えいたします。それは一つの点は、その政策委員會の任務をいたしましては、國民經濟の要請に適合することく金融政策を決定をし、行なうといふこととございまして、若し今のようなお話の点が國民經濟の要請に適合しないといふことでございまして、それは政策委員會の職務に違反するといふことになるのではないと思ふのであります。又これにつきましては現在の法律によりまして、日本銀行の目的が、通貨の調節、信用制度の保持、育成のみならず、國民經濟の目的の要請に應ずることに行ふことにあると考へられまふ。その意味におきまして必要な業務の執行を命ずることが、四十三條の規定からできるといふふうに考へられるわけでありまふ。併し實際上は大體この政策委員會が大蔵省を代表する者が加わつております。又經濟安定本部からも代表する者が加わるわけとございまして、そういうようなことがなく、完全に一致して行けるのではないかと、いふふうに考へられます。

○本内閣府 今の御説明は確かに抽象的にはそういうことであらうと思ふのであります。具體の場合になつて参りますと、大蔵省から出ておる委員は表決権はないでしよう。又安本から出ておる委員も表決権はないのだらうし、その委員會の決めることが若し假に、これは判断の問題になりますから非常にむずかしいところだと思ふが、これを左右し得るのですか、委員會の決定は。

○政府委員(前田克巳) 先程から御指摘の、及び御質問の点であります。が、冒頭に申上げましたように、金融

○政府委員(西原直憲) お答えいたします。それは一つの点は、その政策委員會の任務をいたしましては、國民經濟の要請に適合することく金融政策を決定をし、行なうといふこととございまして、若し今のようなお話の点が國民經濟の要請に適合しないといふことでございまして、それは政策委員會の職務に違反するといふことになるのではないと思ふのであります。又これにつきましては現在の法律によりまして、日本銀行の目的が、通貨の調節、信用制度の保持、育成のみならず、國民經濟の目的の要請に應ずることに行ふことにあると考へられまふ。その意味におきまして必要な業務の執行を命ずることが、四十三條の規定からできるといふふうに考へられるわけでありまふ。併し實際上は大體この政策委員會が大蔵省を代表する者が加わつております。又經濟安定本部からも代表する者が加わるわけとございまして、そういうようなことがなく、完全に一致して行けるのではないかと、いふふうに考へられます。

○本内閣府 今の御説明は確かに抽象的にはそういうことであらうと思ふのであります。具體の場合になつて参りますと、大蔵省から出ておる委員は表決権はないでしよう。又安本から出ておる委員も表決権はないのだらうし、その委員會の決めることが若し假に、これは判断の問題になりますから非常にむずかしいところだと思ふが、これを左右し得るのですか、委員會の決定は。

○政府委員(前田克巳) 先程から御指摘の、及び御質問の点であります。が、冒頭に申上げましたように、金融

○政府委員(西原直憲) お答えいたします。それは一つの点は、その政策委員會の任務をいたしましては、國民經濟の要請に適合することく金融政策を決定をし、行なうといふこととございまして、若し今のようなお話の点が國民經濟の要請に適合しないといふことでございまして、それは政策委員會の職務に違反するといふことになるのではないと思ふのであります。又これにつきましては現在の法律によりまして、日本銀行の目的が、通貨の調節、信用制度の保持、育成のみならず、國民經濟の目的の要請に應ずることに行ふことにあると考へられまふ。その意味におきまして必要な業務の執行を命ずることが、四十三條の規定からできるといふふうに考へられるわけでありまふ。併し實際上は大體この政策委員會が大蔵省を代表する者が加わつております。又經濟安定本部からも代表する者が加わるわけとございまして、そういうようなことがなく、完全に一致して行けるのではないかと、いふふうに考へられます。

○政府委員(西原直憲) お答えいたします。それは一つの点は、その政策委員會の任務をいたしましては、國民經濟の要請に適合することく金融政策を決定をし、行なうといふこととございまして、若し今のようなお話の点が國民經濟の要請に適合しないといふことでございまして、それは政策委員會の職務に違反するといふことになるのではないと思ふのであります。又これにつきましては現在の法律によりまして、日本銀行の目的が、通貨の調節、信用制度の保持、育成のみならず、國民經濟の目的の要請に應ずることに行ふことにあると考へられまふ。その意味におきまして必要な業務の執行を命ずることが、四十三條の規定からできるといふふうに考へられるわけでありまふ。併し實際上は大體この政策委員會が大蔵省を代表する者が加わつております。又經濟安定本部からも代表する者が加わるわけとございまして、そういうようなことがなく、完全に一致して行けるのではないかと、いふふうに考へられます。

○本内閣府 今の御説明は確かに抽象的にはそういうことであらうと思ふのであります。具體の場合になつて参りますと、大蔵省から出ておる委員は表決権はないでしよう。又安本から出ておる委員も表決権はないのだらうし、その委員會の決めることが若し假に、これは判断の問題になりますから非常にむずかしいところだと思ふが、これを左右し得るのですか、委員會の決定は。

○政府委員(前田克巳) 先程から御指摘の、及び御質問の点であります。が、冒頭に申上げましたように、金融

○政府委員(西原直憲) お答えいたします。それは一つの点は、その政策委員會の任務をいたしましては、國民經濟の要請に適合することく金融政策を決定をし、行なうといふこととございまして、若し今のようなお話の点が國民經濟の要請に適合しないといふことでございまして、それは政策委員會の職務に違反するといふことになるのではないと思ふのであります。又これにつきましては現在の法律によりまして、日本銀行の目的が、通貨の調節、信用制度の保持、育成のみならず、國民經濟の目的の要請に應ずることに行ふことにあると考へられまふ。その意味におきまして必要な業務の執行を命ずることが、四十三條の規定からできるといふふうに考へられるわけでありまふ。併し實際上は大體この政策委員會が大蔵省を代表する者が加わつております。又經濟安定本部からも代表する者が加わるわけとございまして、そういうようなことがなく、完全に一致して行けるのではないかと、いふふうに考へられます。

は、銀行券の最高発行限度、それから、やはり監督をするということにな

る権限がないことになるのです。

が、冒頭に申し上げましたように、金融

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと

認め討論に入ります。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようでありまして、討論は終了したものと認めて直ちに採決いたします。

日本専賣公社法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(櫻内辰郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。

尚本会議における委員長の口頭報告は、委員長において本法案の内容、委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名
波多野 鼎 森下 政一
木内 四郎 米倉 龍也
小宮山常吉 九鬼紋十郎
西川甚五郎 小林米三郎
黒田 英雄 川上 嘉

○委員長(櫻内辰郎君) 次は日本専賣公社法施行案について御審議を願います。御質疑がありましたらこの際お願

いたしたいと思います。外に御質疑がありまじければ、直ちに討論に移ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認め討論に入ります。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もないようでありまして、討論は終了したものと認めて直ちに採決いたします。

日本専賣公社法施行案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(櫻内辰郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。

尚本会議における委員長の口頭報告は、委員長において本法案の内容、委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名
波多野 鼎 森下 政一
木内 四郎 米倉 龍也
小宮山常吉 九鬼紋十郎
西川甚五郎 小林米三郎
黒田 英雄 川上 嘉

○委員長(櫻内辰郎君) それから所得税法の一部を改正する法律案の御審議を願います。御質疑がありましたら御質疑を願います。外に御発言もな

いようでありますから直ちに討論に移ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認め討論に入ります。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

御発言もないようでありますから、討論は終了したものと認めて直ちに採決いたします。

所得税法等の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(櫻内辰郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。

尚本会議における委員長の口頭報告は、委員長において本法案の内容、委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名
波多野 鼎 森下 政一
木内 四郎 米倉 龍也
小宮山常吉 九鬼紋十郎
西川甚五郎 小林米三郎
黒田 英雄 川上 嘉

○委員長(櫻内辰郎君) それから次に國の所有に属する物品の買拂代金の納付に関する法律案の御審議を願います。と存じます。本案に對しまして御質疑

がありまじらば御質疑を願います。と存じます。

○波多野鼎君 第二條の第三号ですが、アルコール專賣法の規定により政府が賣り渡す云々、これを一つ説明して下さいませんか。規定の意味が分らないのですが……

○政府委員(飯田三三君) アルコールの貯蔵設備の關係、その外いろいろの關係がありまして、相當極めて多量に買受人に賣り渡すというより、買受人を採つて来ておられますので、アルコールを買受けた者は、これを賣却したとして代金を回收するまでは、相當期間要するといふような状態になつておりますので、そのような場合にその者のためにかかる規定を設けたので

○波多野鼎君 そうすると「賣り渡すアルコール等」その文書の意味が分らないのです。じゃアルコール以外に

○政府委員(飯田三三君) アルコール以外には現在の事例といたしましては

塩についていろいろ例があります。その外には只今顯著な例はございません。

○波多野鼎君 第五号ですが、「後拂を一般の慣習とする場合で政令で定める場合において」というのですが、今政令ではどんなことを考えておるので

○政府委員(飯田三三君) これにつきましては、実は現在はいくらも具体的な例はございません。わけでありまして、ただ今回のように法律によりまして賣り拂代金の延納關係をはつきり規制するといふことにいたしましたので、

かような場合も起り得るというのを考えまして入れたわけでありまして、後拂を一般の慣習とするというところ、例えは原則といたしましては、要するに物品の引渡しと同時に代金を拂い込ませなければならぬわけであり

が、例えはこれは現在そういうものはありませんが、委託販賣でも政府がするといふような場合がありまじれば、これは當然物品の引渡しのとくでなく、賣れたときに代金を支拂うといふことになると思ひます。又そういうやうなこともあり得るというのを予想して規定をしておいたといふことであ

○波多野鼎君 どうもこの五項は何か余り実用のないやうな規定だと私は思

○政府委員(飯田三三君) 只今の國有財産のことです。國有財産は、國有財産法の方に現在すでに規定

がありまして、五年以内の延納を許すことができるやうになつております。

これは物品でありますので、さうな長い延納も認められるものではないのでありまして、一年以内の延納といふことに二條でも定めております。そのやうな場合に使うつもりでこの規定を置いたのはありません。先程からすでに申したやうな趣旨でありますから……

○波多野鼎君 第三條の第一項ですが、これはどうも法文の体裁としておかしなものじやないかと思ひます。

第二條第一号の規定をここで三條の一項で否定してしまつておるので、すね、こで……。さうじやないですか。

○政府委員(飯田三三君) 仰せの通り、この法文はこの辺條款の技術的に

算としてどういふふうに使ふかといふことは、日本銀行に備つてしまつた興

には、日本銀行の政策委員会の決定だけではないでしよう。アメリカの方の了解を得なければならぬでしよう。それだけの金を出すとすることは了解を得てゐるのですか。

○政府委員(西原直道) 一應予算の關係は大體さういふことに、償還をするといふことに、復興金融庫に交付した交付公債を償還するといふことに一應考へておるわけであり

ます。

○本内閣閣議 それから先のことは償還してしまへば……

○政府委員(西原直道) 援助資金をそれに使ひます時に條件をつけるといふことも一應考へられます。あとは

ボリスボード、政策委員会の決定といふことになるわけであります。

○波多野君 例の千七百五十億ですが、これが非常に問題となるのだが、交付公債を六百二十四億出す。それを千七百五十億の援助資金によつて買上

げるといふことは確定的なんですか。

○政府委員(西原直道) 予算的には確定しておりますが、二百七十億の建設公債を引受けて買ふといふことだけであり

ます。

○波多野君 六百二十四億の交付公債を出して、これがどうなるかといふことはまだ分らないでしよう。全然……

○政府委員(西原直道) 今の予算的の關係から申しますと、將來決定といふことになるわけ

から千四百五十億を別にこちらが使は

して買ふことにしたら……

○政府委員(前田寛吉) そういふ行き方もあるのですが、その場合には、非常な公債の利率を予算に見込まなければならぬ、今の關係ですと、ちよつとその予算上不足があるのでありま

す。そこで予算上、はつきりはいたしておりませんが、先程から申上げてお

りますように、黒字資金で買取つて現金で返す。こういうことで司令部の方の了解も得てゐるのでございます。

○波多野君 今の六百二十四億の交付公債を見返資金で返すといふことも了解してゐるのですか。

○政府委員(前田寛吉) 事実上の了解を得てゐるわけであります。従つて最近経済安定本部で見返資金を産業資

金に幾ばく使ふかといふことを考えるときも、残金は二百七十億と今の六百二十億を引きました残り八百五十

億、その後は國債の償還と産業資金にどういふふうに分けるか、そういうことですべて手分けをして考へておりま

す。

○波多野君 六百二十四億買上ることになりま

す。日銀の手持が七百三億とこの前聞いたのだが、市中銀行が

三百八十八億、こういうことを言つて

いたのだが、七百三億の復金債の方を先返すのか、或いは市中銀行の三百八十八億を先返すのか、そういう点は政府

が決定できるのですか。

○政府委員(前田寛吉) これは復金債の償還期の來たものから返す、従つて償還期次第で市中へ戻す、或いは日銀へ戻す、そういうことでございま

す。

○波多野君 ほんたうな見込です

か。返すとした場合に、償還期のあれから言つてですね。

○政府委員(前田寛吉) 只今その資料を手許に持つておりませんので、又明日でも……

○波多野君 この問題は非常に大きいのですから、予算を審議する場合に、今後の金融がどうなるかといふこの問題を我々念頭に置きながらいつつも審議して來たのだが、六百億という金額がどうなるか、一つそういう点の材料を出して頂きたい。市中銀行にどのくらい行くのかといふことですね。

○委員(櫻内辰雄) お話いたしました。本案に對しましてはまだ質疑があるかと存じますから、本日はこの程度にいたして置きたいと存じます。

○委員(櫻内辰雄) 次は臨時宅地貸賃価格修正法案について御審議をお願いいたします。臨時宅地貸賃価格修正法案については御質疑はござい

せんか。――別に御発言もないようでありますから、直ちに討論に移ることに御異議ございませんか。

○委員(櫻内辰雄) 御異議ないものと認め討論に入ります。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もないようでありますから、討論は終了したものと認め直ちに採決いたします。臨時宅地貸賃価格修正法案を原案通り可決することに賛成の方の御手を願います。

(議員挙手)

○委員(櫻内辰雄) 全会一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。尙本會議における委員長

の口頭報告は、委員長において本法案の内容、委員

案を作るといふことを、実は建前とい願います。

したものである、更に何らかの方

○本内閣閣議 今の千七百五十億は予

算としてどういふふうに使ふかといふことは、日本銀行に備つてしまつた興

には、日本銀行の政策委員会の決定だけではないでしよう。アメリカの方の了解を得なければならぬでしよう。それだけの金を出すとすることは了解を得てゐるのですか。

○政府委員(西原直道) 一應予算の關係は大體さういふことに、償還をするといふことに、復興金融庫に交付した交付公債を償還するといふことに一應考へておるわけであり

ます。

○本内閣閣議 それから先のことは償還してしまへば……

○政府委員(西原直道) 援助資金をそれに使ひます時に條件をつけるといふことも一應考へられます。あとは

ボリスボード、政策委員会の決定といふことになるわけであります。

○波多野君 例の千七百五十億ですが、これが非常に問題となるのだが、交付公債を六百二十四億出す。それを千七百五十億の援助資金によつて買上

げるといふことは確定的なんですか。

○政府委員(西原直道) 予算的には確定しておりますが、二百七十億の建設公債を引受けて買ふといふことだけであり

ます。

○波多野君 六百二十四億の交付公債を出して、これがどうなるかといふことはまだ分らないでしよう。全然……

○政府委員(西原直道) 今の予算的の關係から申しますと、將來決定といふことになるわけ

から千四百五十億を別にこちらが使はして買ふことにしたら……

○政府委員(前田寛吉) そういふ行き方もあるのですが、その場合には、非常な公債の利率を予算に見込まなければならぬ、今の關係ですと、ちよつとその予算上不足があるのでありま

す。そこで予算上、はつきりはいたしておりませんが、先程から申上げてお

りますように、黒字資金で買取つて現金で返す。こういうことで司令部の方の了解も得てゐるのでござい

ます。

○波多野君 今の六百二十四億の交付公債を見返資金で返すといふことも了解してゐるのですか。

○政府委員(前田寛吉) 事実上の了解を得てゐるわけであります。従つて最近経済安定本部で見返資金を産業資

金に幾ばく使ふかといふことを考えるときも、残金は二百七十億と今の六百二十億を引きました残り八百五十

二年、三年目でいいのですか。

○政府委員(愛知第二番) 一年で辞めたい人は、辞めましてからやはり二年間いけなければならぬ、三年目はよろしいのです。

○衆議院議員 どうもこれは必要がないような感じがいたしますね。どうしてもしなければならないのですか、そうしてこれは委員会というものは政策を決め決定するのであつて、執行機関じゃないのですから、執行機関ならはいろい後関係があるかと思うのです。意思決定の最高機関なんですからして、えらい金融機関に地位を占めて、その弊害は起らんじやないかと思ひますが、その点はどうです。

○政府委員(愛知第一番) そういう御意見は御尤もでございますけれども、四年間の任期を満了して或いは再任されて、四年間勤められたような方は十分公正に政策委員としても、仕事をやりになる方であり、それから極く短期間だけこの政策委員会にお入りになつておりました場合には、場合によつてはそういうことが他の場合に利用されるというやうなことを避ける趣旨と解しておるわけです。

○本内閣事務 細かなことですが、第十三條ノ九によると内閣の許可がある場合を除く外、報酬を受けて他の職務に従事することができないという事になつておるのです、銀行の頭取などは許可するつもりですか、又はそういうものは排除するつもりですか。

○政府委員(愛知第一番) この幾つかの問題につきましては、大体このやうふうで考へております、原則的にフルタイムで勤務して頂きたい、従つて例外的に兼業の場合でも一例でございます。

が、例えは余りこの政策委員会とは関係のないやうな会社の監査役とか、工業倶楽部の理事長というやうなところを、原則的に認める範圍という事になるのではなからうかと考へております。

○委員(横内辰郎君) 如何でしようか、その質疑は継続されることでありますから本日はこの程度で散会することにいたしました。

○委員(横内辰郎君) それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後四時四十三分散会
出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

櫻内 辰郎君	波多野 鼎君	黒田 英雄君	伊藤 保平君	九鬼紋子郎君	森下 政一君	西川五郎君	木内 四郎君	小林三郎君	小宮山常吉君	高橋龍太郎君	川上 嘉君	米倉 龍也君	政府委員
大蔵事務官	大蔵事務官	大蔵事務官	大蔵事務官	大蔵事務官	大蔵事務官	大蔵事務官	大蔵事務官	大蔵事務官	大蔵事務官	大蔵事務官	大蔵事務官	大蔵事務官	大蔵事務官
阪田 泰二君	原 純夫君	愛知 揆一君	西原 直康君	今井 一男君									

専賣局長官 原田 富一君
大蔵事務官 前田 克己君
日本銀行監 官

五月十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、郵政事業特別会計法案

二、電信通信事業特別会計法案

郵政事業特別会計法案

郵政事業特別会計法

第一章 総則(第一條 第六條)

第二章 資本及び資産(第七條 第十五條)

第三章 資金(第十六條 第二十條)

第四章 予算(第二十一條 第二十九條)

第五章 収入及び支出(第三十條 第三十四條)

第六章 決算(第三十五條 第三十九條)

第七章 雜則(第四十條 第四十三條)

附則

第一章 総則

(設置)

第一條 郵政事業を企業的に經營し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と分つて經理する。

(郵政事業の範圍)

第二條 この法律において「郵政事業」とは、郵便、郵便貯金、郵便為替及び郵便振替貯金の事業、簡易生命保険及び郵便年金の取扱に關する業務、電信通信省から郵政省に委託された業務、印紙の賣さばきに關する事務、年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に關する事務並びにこれらの附帶業務をいう。

(管理)

第三條 この会計は、郵政大臣が、法令の定めるところに従ひ、管理する。

(計理の区分)

第四條 この会計においては、郵政事業の資産及び資本の増減異動並びに利益又は欠損を明らかにするため、貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて計理するものとする。

2 貸借対照表勘定は、資産勘定及び資本勘定に、損益勘定は、収益勘定及び損失勘定に区分する。

3 前二項に規定する勘定の外、計算の過程を明らかにするため、中間勘定として建設勘定、工作勘定その他必要な勘定を設けることができる。

(計理の方法)

第五條 この会計の計理は、現金の收納又は支拂の事実にかかわらず、財産の増減及び異動の事実に基づいて行ふ。

2 前項の財産の増減及び異動の事実がいずれの会計年度に發生したものととして計理するかに於いての基準は、政令で定める。

(原價計算)

第六條 この会計においては、郵政大臣の定めるところにより、郵政事業に關し必要な原價計算を行うものとする。

第二章 資本及び資産

(資本及びその整理区分)

第七條 この会計においては、この会計に所屬する資産の價額に相當する金額をもつて資本とする。

2 前項に規定する資本は、自己資本、減價引当金及び借入資本の三種に分ち、自己資本は、固有資本、他の会計からの繰入資本及び積立金に、借入資本は、公債、借入金及びその他の負債に区分する。

3 固有資本は、電信事業特別会計からこの会計に引き継いだ固有資本の額に相當する金額とする。

4 他の会計からの繰入資本は、他の会計からこの会計の固定資産の増加に要する経費の財源に充てるため繰り入れた額に相當する金額とする。

5 積立金は、第三十六條第一項の規定による積立金の金額とする。

6 減價引当金は、この会計に屬する資産の減價引当額の累積額(第十一條第二項の規定により繰り戻した金額があるときは、その金額を控除した額)に相當する金額とする。

7 借入資本は、この会計の負担に屬する公債、借入金、一時借入金、融通証券、未拂金、前受金、保管金その他これらに準ずる負債の額に相當する金額とする。

本、減價引当金及び借入資本の三種に分ち、自己資本は、固有資本、他の会計からの繰入資本及び積立金に、借入資本は、公債、借入金及びその他の負債に区分する。

3 固有資本は、電信事業特別会計からこの会計に引き継いだ固有資本の額に相當する金額とする。

4 他の会計からの繰入資本は、他の会計からこの会計の固定資産の増加に要する経費の財源に充てるため繰り入れた額に相當する金額とする。

5 積立金は、第三十六條第一項の規定による積立金の金額とする。

6 減價引当金は、この会計に屬する資産の減價引当額の累積額(第十一條第二項の規定により繰り戻した金額があるときは、その金額を控除した額)に相當する金額とする。

7 借入資本は、この会計の負担に屬する公債、借入金、一時借入金、融通証券、未拂金、前受金、保管金その他これらに準ずる負債の額に相當する金額とする。

(資産及びその整理区分)

第八條 この会計の資産は、固定資産、作業資産及び流動資産に区分する。

2 固定資産は、土地、建物、工作物、船舶及び未完工事並びに郵政大臣の指定する機械、器具及び特許権その他これに準ずる權利とする。

3 作業資産は、貯蔵品及び未成品とする。

4 流動資産は、現金、預金、未收金、前拂金その他これらに準ずるものとする。

(固定資産の價額)

第九條 固定資産の價額は、その取得

第九條 固定資産の償額は、その取得

のために要した郵政大臣の定める直接費及び間接費の合計額による。但し、無償で取得した固定資産の償額は、見積額による。

(減価償却及び補充取替)

第十條 固定資産のうち、郵政大臣の定める償却資産については、その定めるところにより、毎会計年度、減価償却を行い、郵政大臣の定める取替資産については、その定めるところにより、補充取替を行うものとする。

2 前項の規定による減価償却の基準については、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定める。

(固定資産の償額の改定及び削除)

第十一條 固定資産が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、郵政大臣の定めるところにより、その滅失譲渡、撤去又は廃棄の割合に應じて、その償額を改定し、又は削除しなければならない。

2 前項の規定により、償額を改定し、又は削除する資産が償却資産であるときは、郵政大臣の定めるところにより、当該資産に対する減価償却額を減価償却引当金から繰り戻すものとする。

(作業資産の償額)

第十二條 作業資産の償額は、購入償額又は製作若しくは生産に要した費額による。

2 前項の規定により償額を定め難い場合又は特殊の事由に因り前項の規定により償額を定めることが不適当である場合には、見積額による。

(作業資産の償額等の振替)

第十三條 作業資産の事業の用に供し

たときは、その償額を作業資産から削除し、これを使用する事業の経費の支出として計理するものとする。

2 作業資産の取扱に要する諸費は、郵政大臣の定めるところにより、前項の経費の支出額に割り掛けるものとする。

3 第十五條の規定により資産外物品を修理したときは、その修理に要した費用は、郵政大臣の定めるところにより、当該物品を使用する事業の経費の支出として計理するものとする。

(作業資産の償額の改定及び削除)

第十四條 作業資産が滅失し、変質し、若しくは滅失したとき、又は規格の変更に際しこれに適合しなくなつたときは、その損壊、変質若しくは滅失の割合又は規格に適合しなくなつた割合に應じて、その償額を改定し、又は削除しなければならない。

(作業資産の保有等)

第十五條 この会計においては、予算の定めるところにより、この会計に属する現金をもつて事業上必要な作業資産を保有し、又は資産外物品を修理することができる。

第三章 資金

(公債及び借入金)

第十六條 この会計において事業設備費及び貯蔵品保有量の増加に要する経費の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、公債を発行し、又は借入金をすることができ。

2 この会計において業務の運営に要する経費の財源に不足があるときは、この会計の負担において、借入金

をすることができ。

3 前二項の規定による公債及び借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(一時借入金及び融通証券)

第十七條 この会計において支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行することができ。

2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、当該年度内に償還しなければならない。但し、歳入減少のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金又は融通証券の借換をすることができ。

4 前項但書の規定により借換をした一時借入金又は融通証券は、その借換をしたときから一年内に償還しなければならない。

(國債整理基金特別会計への繰入)

第十八條 この会計の負担に属する公債、借入金、一時借入金、融通証券の償還金及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、年度内に償還する一時借入金及び融通証券の償還金を除いて、毎会計年度、國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。但し、第十六條第二項の規定による借入金の借入又は前條第三項但書の規定による一時借入金若しくは融通証券の借換を必要とする場合には、公債及び

借入金の償還金に限り、これを繰り入れないことができる。

(公債、借入金等の借入、償還等の事務)

第十九條 この会計の負担に属する公債、借入金、一時借入金及び融通証券の起債、借入、償還等に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(余裕金の運用)

第二十條 この会計に余裕金があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

第四章 予算

(歳入歳出予算計算書等の作製及び送付)

第二十一條 郵政大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書及び國庫債務負担行為要求書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書及び國庫債務負担行為要求書には、左の書類を添付しなければならない。

一 事業計画書
二 前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
四 國庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに、毎会計年度わたる事業に伴うものについては、その全体の計画その他事業等の進行状況等に関する調査

五 第十七條の規定による一時借入金に関する調査

(歳入歳出予算の区分)

第二十二條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第二十三條 内閣は、毎会計年度この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第二十一條第二項に規定する書類を添付しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

第二十四條 この会計において執行する歳入歳出予算の配賦については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一條第三項の規定にかかわらず、歳出予算の節の区分を要しない。

(経費の流用)

第二十五條 郵政大臣は、この会計の事業計画書に計上された経費の金額のうちで政令で定めるものについては、大蔵大臣の承認を経なければ、流用することができる。

2 前項の規定により流用した経費の金額については、事業計画実績書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

(予備費の使用)

第二十六條 この会計においては、予備費のうち業務の運営に要する経費に充てるものについては、財政法第三十五條第二項及び第三項の規定にかかわらず、同法第三十四條第一項の規定に基づいて大蔵大臣の承認を経た支出負担計画の金額の範囲内において、郵政大臣がその使用を決定することができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により予備費の使用を決定したときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調査書を作成し、大蔵大臣及び会計検査院に送付しなければならない。

3 第一項の規定により予備費の使用を決定したときは、当該経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(支拂計画の作製)

第二十七條 この会計の支拂計画は、左の二種に分けて作製する。

一 小切手を振り出し、又は國庫金振替書を出すもの。

二 第三十三條の規定により出納官吏をして支拂させるもの。

2 前項第二号に規定する支拂計画は、日本銀行に通知することを要しない。

(歳出予算の繰越)

第二十八條 この会計においては、郵政大臣は、財政法第三十五條の規定により繰越について國會の承認を経た経費の金額の繰越については、同法第四十三條第一項の規定にかかわらず、同法第三十四條第一項の規定に基づいて大蔵大臣の承認を経た支出負担行爲計画の金額の範囲内において、翌年度に繰り越して使用することができ。

2 郵政大臣は、前項の規定により繰越をしたときは、その歳出科目、金額及び事由を大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越したときは、当該経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の

配賦があつたものとみなす。

(公債及び借入金金の借入余力の繰越)

第二十九條 この会計においては、公債の発行又は借入金金の借入について、國會の議決を経た金額のうち、当該年度において発行又は借入をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、歳出予算の繰越額及び前年度から持ち越した未拂金の金額の範囲内で、翌年度において、公債を発行し、又は借入金金をすることができ。

第五章 収入及び支出

(分任支出官の設置)

第三十條 郵政大臣は、必要があると認めるときは、支出官の事務を分掌させるため、分任支出官を置くことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により分任支出官を置いたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(郵便局長の歳入徴収官等の事務の代理)

第三十一條 郵政大臣は、特に定める郵便局長をして歳入徴収官又は支出官若しくは分任支出官の事務で政令で定めるものを代理させることができる。

2 前項の郵便局長に対しては、会計法昭和二十二年法律第三十五號第八條及び同法第二十六條の規定は、適用しない。

(支拂元)

第三十二條 この会計における毎会計年度の歳出金及び前年度から持ち越した未拂金の支拂額は、前年度からの現金の持越額のうち歳出の財源に充てることができる金額及び当該年

度の歳入の収納済額の合計額を超過してはならない。

(支拂命令)

第三十三條 この会計の支出官は、歳出金を支出するため、小切手を振り出し、又は國庫金振替書を出す外、郵政大臣の指定する出納官吏に対し、政令の定めるところにより、支拂命令を発することができ。

2 支出官は、第二十七條第一項第二号に規定する支拂計画の範囲内で、第三十條第一項に規定する分任支出官に金額の限度を示して、前項に規定する出納官吏に対し、政令の定めるところにより、歳出金の支拂命令を發せしめることができる。

(現金支拂)

第三十四條 前條第一項に規定する出納官吏は、同條の規定による支拂命令を受けた場合には、政令の定めるところにより、その保管に係る現金をもつて、この会計の歳出金を支拂うことができる。

2 前項の規定により毎月支拂われた金額が、その月初における出納官吏の保管に係る歳入金額及びその月中に出納官吏の受け入れた歳入金額の合計額を超過したときは、郵政大臣は、政令の定めるところにより、翌翌月末までに、その超過額に相当する金額を出納官吏に交付しなければならない。

第六章 決算

(財務諸表の作製)

第三十五條 郵政大臣は、毎会計年度、損益計算書、貸借対照表、財産目録、資産負債増減表及び資本増減表を作製しなければならない。

(利益及び欠損の処理)

第三十六條 この会計においては、毎会計年度における決算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れ、欠損を生じたときは、積立金を減額して整理するものとする。

2 前項の場合において、決算上生じた欠損額が積立金の額を超過するときは、その超過額は、欠損の繰越として整理することができる。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第三十七條 郵政大臣は、毎会計年度、歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、左の書類を添付しなければならない。

一 事業計画実績書

二 当該年度の損益計算書、貸借対照表、財産目録、資産負債増減表及び資本増減表

三 債務に関する計算書

(歳入歳出決算の形式)

第三十八條 この会計の歳入歳出決算は、歳入歳出予算と同一の区分により作成し、且つ、左の事項を明らかにしなければならない。

一 歳入

(一) 歳入予算額

(二) 徴収決定済額(徴収決定のない歳入については、収納後に徴収済として整理した額)

(三) 不納欠損額

二 歳出

(一) 歳出予算額

(二) 前年度繰越額

(三) 予備費使用額

(四) 流用等増減額

(五) 支出決定済歳出額

(六) 翌年度繰越額

(七) 不用額

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第三十九條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、國會に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、第三十七條第二項に規定する書類を添付しなければならない。

第七章 雜則

(印紙買替はき代金の繰入等)

第四十條 印紙の買替はき代金及び買戻金は、この会計の歳入及び歳出とし、その買替はき代金から買戻金及び印紙の買替はきに關する事務の取扱に要する経費を控除した金額に相当する金額は、一般会計に繰入れるものとする。

(他会計からの繰入)

第四十一條 年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂込に關する事務の取扱に要する経費に充てるため、当該事務の取扱を委託した会計は、予算の定めるところにより、この会計に繰入金金をすることができ。

(電氣通信事業特別会計への繰入)

第四十二條 この会計は、郵政大臣と電氣通信大臣との協定により、郵政省が共用し、又利用する電氣通信省の施設の設備、維持及び運営に要する経費に充てるため必要な金額並びに郵便切手をもつて収納した電氣通信料金の相當する金額からその郵便切手の取扱に要する経費を控除した額に相當する金額を、予算の定めるところにより、電氣通信事業特別会計に繰り入れることができる。

(実施規定)

第四十三條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 通信事業特別会計法(昭和二十二年法律第四十一号)は、廃止する。

3 昭和二十四年五月三十一日現在における通信事業特別会計に属する資産及び負債は、政令の定めるところにより、郵政事業特別会計、電気通信事業特別会計及び一般会計にそれぞれ区分して整理せしめる。

4 簡易生命保険及郵便年金特別会計法(昭和十九年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第三條から第五條までの中「通信事業特別会計」を「郵政事業特別会計」に改める。

5 郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第五十一條第一項、第五十二條第一項及び第二項並びに第五十三條中「通信事業特別会計」を「郵政事業特別会計」に改める。

電気通信事業特別会計法案
電気通信事業特別会計法

目次

第一章 総則(第一條―第六條)
第二章 資本及び資産(第七條―第十五條)

第三章 資金(第十六條―第二十條)
第四章 予算(第二十一條―第二十九條)

第五章 収入及び支出(第三十條―第三十三條)
第六章 決算(第三十四條―第三十八條)

第七章 雑則(第三十九條―第四十條)

附則
第一章 総則

第一條 電気通信事業を企業的に經營し、その健全な發達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と分つて整理する。

(電氣通信事業の範圍)
第二條 この法律において「電氣通信事業」とは、有線又は無線による電信、電話、模写電信、写真電信その他電氣的方法による送信又は受信によつて、意思及び事實を傳へ、又は受ける一切の手段を提供する事業及びその附屬業務をいふ。

(管理)
第三條 この会計は、電氣通信大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(計算の区分)
第四條 この会計においては、電氣通信事業の資産及び資本の増減變動並びに利益又は欠損を明らかにするため、貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて整理するものとする。

2 貸借対照表勘定は、資産勘定及び資本勘定に、損益勘定は、収益勘定及び損失勘定に区分する。

3 前二項に規定する勘定の外、計算の過程を明らかにするため、中間勘定として建設勘定、工作勘定その他必要な勘定を設けることができる。

(計算の方法)
第五條 この会計の整理は、現金の收納又は支拂の事実にかかわらず、財産の増減及び異動の事実に基づいて行ふ。

2 前項の財産の増減及び異動の事実がいずれの会計年度に發生したものととして整理するかについての基準は政令で定める。

(原價計算)
第六條 この会計においては、電氣通信大臣の定めるところにより、電氣通信事業に關し必要な原價計算を行ふものとする。

第二章 資本及び資産
(資本及びその整理区分)
第七條 この会計においては、この会計に所屬する資産の價額に相當する金額をもつて資本とする。

2 前項に規定する資本は、自己資本、減價償却引当金及び借入資本の三種に分ち、自己資本は、固有資本、他の会計からの繰入資本及び積立金に、借入資本は、公債、借入金及びその他の負債に区分する。

3 固有資本は、通信事業特別会計からこの会計に引き継いだ固有資本の額に相當する金額とする。

4 他の会計からの繰入資本は、他の会計からこの会計の固定資産の増加に要する経費の財源に充てるため繰り入れた額に相當する金額とする。

5 積立金は、第三十五條第一項の規定による積立金の金額とする。

6 減價償却引当金は、この会計に屬する資産の減價償却額の累積額(第十一條第二項の規定により繰り戻した金額があるときは、その金額を控除した額)に相當する金額とする。

7 借入資本は、この会計の負担に屬する公債、借入金、一時借入金、融資証券、未拂金、前受金、保管金その他これらに準ずる負債の額に相當する金額とする。

(資産及びその整理区分)
第八條 この会計の資産は、固定資産、作業資産及流動資産に区分する。

2 固定資産は、土地、建物、工作物、船舶、電信電話線路、電信電話機械、無線電信電話設備及び未完成工事並びに電氣通信大臣の指定する機械、器具及び特許権その他これに準ずる権利とする。

3 作業資産は、貯蔵品及び半成品とする。

4 流動資産は、現金、預金、未收金、前拂金その他これらに準ずるものとする。

(固定資産の價額)
第九條 固定資産の價額は、その取得のために要した電氣通信大臣の定める直接費及び間接費の合計額による。但し、無償で取得した固定資産の價額は、見積價額による。

(減價償却及び補充取替)
第十條 固定資産のうち、電氣通信大臣の定める償却資産については、その定めるところにより、毎会計年度、減價償却を行い、電氣通信大臣の定める取替資産については、その定めるところにより、補充取替を行ふものとする。

2 前項の規定による減價償却の基準については、電氣通信大臣が電氣通信大臣に協議して定める。

(作業資産の價額の改定及び削除)
第十一條 固定資産が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廢棄したときは、電氣通信大臣の定めるところにより、その滅失、譲渡、撤去又は廢棄の割合に應じて、その價額を改定し、又は削除しななければならない。

2 前項の規定により價額を改定し、又は削除する資産が償却資産であるときは、電氣通信大臣の定めるところにより、当該資産に対する減價償却額を減價償却引当金から繰り戻すものとする。

(作業資産の價額)
第十二條 作業資産の價額は、購入價額又は製作若しくは生産に要した費額による。

2 前項の規定により價額を定め難い場合又は特殊の事由に因り前項の規定により價額を定めることが不適当である場合には、見積價額による。

(作業資産の價額の振替)
第十三條 作業資産を事業の用に供したときは、その價額を作業資産から削除し、これを使用する事業の経費の支出として整理するものとする。

2 作業資産の取扱に要する諸費は、電氣通信大臣の定めるところにより、前項の経費の支出額に附け加へるものとする。

3 第十五條の規定により資産外物品を修理したときは、その修理に要した費用は、電氣通信大臣の定めるところにより、当該物品を使用する事業の経費の支出として整理するものとする。

(作業資産の價額の改定及び削除)
第十四條 作業資産が滅失し、変質し

若しくは滅失したとき、又は規格の變更によりこれに適合しなくなつたときは、その損、喪失若しくは滅失の場合又は規格に適合しなくなつた場合に應じて、その價額を改定し、又は削除しなければならぬ。

(作業資産の保有等)

第十五條 この会計においては、予算の定めるところにより、この会計に属する現金をもつて、事業上必要な作業資産を保有し、又は資産外物品を修理することができる。

第三章 資金

(公債及び借入金)

第十六條 この会計において事業設備費及び貯蔵品保有費の増減に要する経費の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、公債を発行し、又は借入金をすることができぬ。

2 この会計において業務の運営に要する経費の財源に不足があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができぬ。

3 前二項の規定による公債及び借入金の限度額については、予算をもつて、國會の議決を経なければならぬ。

(一時借入金及び融通証券)

第十七條 この会計において支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、國會の議決を経なければならぬ。

3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、当該年度内に償還し

なければならぬ。但し、歳入減少のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金又は融通証券の償還をすることができぬ。

4 前項但書の規定により借換をした一時借入金又は融通証券は、その借換をしたときから一年に償還しなければならぬ。

(國庫整理基金特別会計への繰入)

第十八條 この会計の負担に属する公債、借入金、一時借入金、融通証券の償還金及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、年度内に償還する一時借入金及び融通証券の償還金を除いて、毎会計年度、國庫整理基金特別会計に繰り入れなければならない。但し、第十六條第二項の規定による借入金の借入又は前條第三項但書の規定による一時借入金若しくは融通証券の借換を必要とする場合には、公債及び借入金の償還金に限り、これを繰り入れないことができる。

(公債、借入金等の借入、償還等の事務)

第十九條 この会計の負担に属する公債、借入金、一時借入金及び融通証券の起債、借入、償還等に関する事務は、大藏大臣が行ふ。

(余剰金の運用)

第二十條 この会計に余剰金があるときは、大藏省預金部に預け入れることができる。

第四章 予算

(歳入歳出予算計算書の作製及び送付)

第二十一條 電氣通信大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算

書及び國庫債務負担行爲要求書を作製し、大藏大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書及び國庫債務負担行爲要求書には、左の書類を添附しなければならない。

一 事業計画書

二 前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

四 國庫債務負担行爲で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出予定額並びに当該年度以降の支出予定額並びに毎会計年度にわたる事業に伴うものについては、その全体の計画その他の事業等の進行状況等に関する調査

五 第十七條の規定による一時借入金に関する調査

(歳入歳出予算の区分)

第二十二條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第二十三條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、國會に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第二十一條第二項に規定する書類を添附しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

第二十四條 この会計において執行する歳入歳出予算の配賦については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一條第二項の規定にかかわらず、歳出予算の節の区分を要しない。

(経費の流用)

第二十五條 電氣通信大臣は、この会計の事業計画書に計上された経費の金額のうちで政令で定めるものについては、大藏大臣の承認を経なければ、流用することができない。

2 前項の規定により流用した経費の金額については、事業計画書に添付した書類を添付し、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

(予備費の使用)

第二十六條 この会計においては、予備費のうち業務の運営に要する経費に充てるものについては、財政法第三十五條第二項及び第三項の規定にかかわらず、同法第三十四條第一項の規定に基いて大藏大臣の承認を経た支出負担行爲計画の金額の範囲内において、電氣通信大臣がその使用を決定することができる。

2 電氣通信大臣は、前項の規定により予備費の使用を決定したときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調査書を作製し、大藏大臣及び會計検査院に送付しなければならない。

3 第一項の規定により予備費の使用を決定したときは、当該経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(支拂計画の作製)

第二十七條 この会計の支拂計画は、左の二種に分けて作製する。

一 小切手を振出し、又は國庫金振替書を送るもの。

二 第三十二條の規定により出納官

吏をして支拂わせるもの。

2 前項第二号に規定する支拂計画は、日本銀行に通知することを要しない。

(歳出予算の繰越)

第二十八條 この会計においては、電氣通信大臣は、財政法第二十五條の規定により繰越について國會の承認を経た経費の金額の繰越については、同法第四十三條第一項の規定にかかわらず、同法第三十四條第一項の規定に基いて大藏大臣の承認を経た支出負担行爲計画の金額の範囲内において、翌年度に繰り越して使用することができぬ。

2 電氣通信大臣は、前項の規定により繰越したときは、その歳出科目、金額及び事由を大藏大臣及び會計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(公債及び借入金金の借入余力の繰越)

第二十九條 この会計においては、公債の発行又は借入金金の借入については、國會の議決を経た金額のうち、当該年度において発行又は借入をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、歳出予算の繰越額及び前年度から持ち越した未拂金の金額の範囲内で、翌年度において、公債を発行し、又は借入金をすることができぬ。

第五章 収入及び支出

(分任支出官の設置)

第三十條 電氣通信大臣は、必要があると認めるときは、支出官の事務を分掌させるため、分任支出官を置く

ことができる。

2 電氣通信大臣は、前項の規定により分任支出官を置いたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(支拂命令)

第三十一條 この会計における毎会計年度の歳入金及び前年度から持ち越した未拂金の支拂額は、前年度からの現金の持越額のうち歳出の財源に充てることができる金額及び当該年度の歳入の収納済額の合計額を超過してはならない。

(支拂命令)

第三十二條 この会計の支出官は、歳出金を支出するため、小切手を振り出し、又は國庫金振替書を発する外、電氣通信大臣の指定する出納官吏に対し、政令の定めるところにより、支拂命令を発することができ

る。

2 支出官は、第二十七條第一項第二号に規定する支拂計画の範囲内で、第三十條第一項に規定する分任支出官に金額の限度を示して、前項に規定する出納官吏に対し、政令の定めるところにより、歳出金の支拂命令を発せしめることができる。

(現金支拂)

第三十三條 前條第一項に規定する出納官吏は、同條の規定による支拂命令を受けた場合には、政令の定めるところにより、その保管に係る現金をもつて、この会計の歳出金を支拂うことができる。

2 前項の規定により毎月支拂われた金額が、その月初における出納官吏の保管に係る歳入金額及びその月中に出納官吏の受け入れた歳入金額の

合計額を超過したときは、電氣通信大臣は、政令の定めるところにより、翌翌月末までに、その超過額に相当する金額を出納官吏に交付しなければならない。

第六章 決算

(財務諸表の作製)

第三十四條 電氣通信大臣は、毎会計年度、損益計算書、貸借対照表、財産目録、資産負債増減表及び資本増減表を作製しなければならない。

(利益及び欠損の処理)

第三十五條 この会計においては、毎会計年度における決算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れ、欠損を生じたときは、積立金を減額して整理することができる。

2 前項の場合において、決算上生じた欠損額が積立金の額を超過するときは、その超過額は、欠損の繰越として整理するものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第三十六條 電氣通信大臣は、毎会計年度、歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、左の書類を添附しなければならない。

一 事業計画実績書

二 当該年度の損益計算書、貸借対照表、財産目録、資産負債増減表及び資本増減表

三 債務に関する計算書

(歳入歳出決算の形式)

第三十七條 この会計の歳入歳出決算は、歳入歳出予算と同一の区分により作成し、且つ、左の事項を明らかに

しなければならない。

一 歳入

(一) 歳入予算額

(二) 徴収決定済額(徴収決定のない歳入については、収納後に徴収額として整理した額)

(三) 不納欠損額

二 歳出

(一) 歳出予算額

(二) 前年度繰越額

(三) 予備費使用額

(四) 流用等増減額

(五) 支出決定済歳出額

(六) 翌年度繰越額

(七) 不用額

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第三十八條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、國會の提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、第三十六條第二項に規定する書類を添附しなければならない。

第七章 雜則

(郵政事業特別会計(の繰入))

第三十九條 この会計は、電氣通信省設置法(昭和二十三年法律第二百四十五号)第六條第一項の規定による郵政省への委託業務の取扱に要する経費、この会計の歳入金の受入に要する経費及び電氣通信大臣と郵政大臣との協定により、電氣通信省が共用し、又は利用する郵政省の施設の設備、維持及び運営に要する経費に充てらるる必要金額を、予算の定めるところにより、郵政事業特別会計に繰り入れることができる。

(実施規定)

第四十條 この法律の実施のための手

続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

五月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、日本専賣公社法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二十八日)

一、日本専賣公社法施行法案(予備審査のための付託は四月二十八日)

一、所得税法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二十八日)

一、國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律案(予備審査のための付託は四月三十日)

一、國家公務員のための國設宿舍に関する法律案(予備審査のための付託は四月三十日)

一、臨時宅地買賃價格修正法案(予備審査のための付託は四月三十日)

一、復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律案(予備審査のための付託は四月二十七日)

一、興業債券の発行限度の特例に関する法律案(予備審査のための付託は四月三十日)

昭和二十四年六月二日印刷

昭和二十四年六月三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局